平成２５年（フ）第１０４２号
広島市南区宇品神田２丁目17番８―611号
債務者　新森　　章
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　　輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２００号
山梨県笛吹市一宮町北都塚193番地１
債務者　佐久間庸浩
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　高晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７１号
福岡市早良区原４丁目17番７―301号
債務者　成金寿司こと　成田　新剛
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　珠青
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４０２号
福岡県朝倉市牛木322番地３アローフィールドＤ棟201号
債務者　太田　朋子（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　成史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２０９号
山形市あさひ町５番６号、前住所山形県東村山郡中山町大字金沢286番地７
債務者　有川　清一
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２０号
岐阜県大垣市外渕４丁目92番地４
債務者　國枝けい子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
岐阜県大垣市南頬町２丁目110番地
債務者　山田　千里
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
秋田県横手市婦気大堤字婦気前143番地　ハイツアイリスＡ107
債務者　佐々木律子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２１９号
静岡県富士市錦町１丁目８番６号　小林マンション201号
債務者　植松　静子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２４８号
岡山県倉敷市笹沖879　マンション笹沖202号室、住民票上の住所岡山県倉敷市沖343番地２号
債務者　秋田　真紀（旧姓赤井）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１９８０号
札幌市北区新琴似６条１丁目２番22―302号
債務者　片岡　　逸
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０１２号
札幌市手稲区新発寒３条３丁目６番11号　和田方
債務者　藤元神奈子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０５４号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目２番４号　イズミロイヤルコートⅡ101号室、住民票上の住所札幌市東区中沼西５条２丁目５番15号
債務者　藤本　芳子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１０５号
札幌市白石区菊水２条１丁目６番６―805号
債務者　瀧川　深香
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１２７号
北海道江別市上江別西町56番地の76
債務者　佐藤　晋司
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１５７号
札幌市西区八軒５条東２丁目２番32―103号
債務者　保科　智子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１７４号
札幌市西区西野７条８丁目11番１号　サンシャイン78―202号
債務者　本間　郁夫
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部